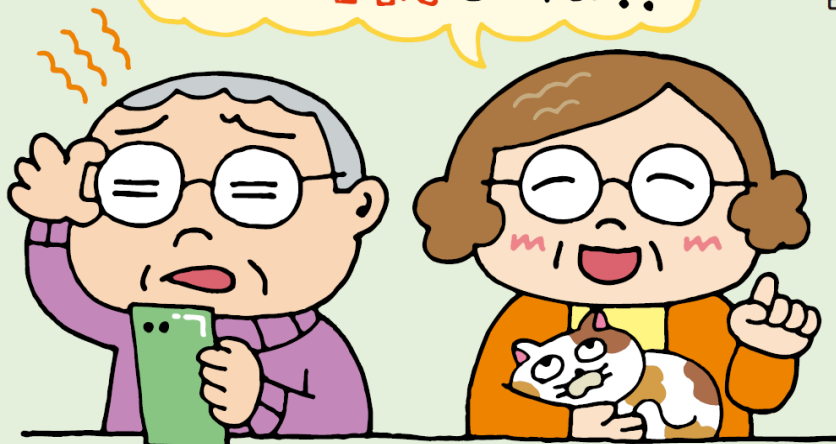


見守り 新鮮情報

ネットの広告を見て、**特別価格**約3千円美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が**再び届き**、定期購入だと初めて気付いた。すぐに事業者**解約**と**返品**を申し出たが、「**発送日の10日前までに申し出**ないと

対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。
(60歳代 女性)

契約内容を
確認してね!!



©Kurosaki Gen

販売サイトで 契約内容をよく確認! 定期購入トラブル

ひとこと助言



見守るくん

隅々まで
確認

- 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

事例1 1週間前に夫が**店舗**で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、**クーリング・オフ**したい。できるだろうか。
(当事者：80歳代 男性)



事例2 1週間前に**店舗**で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。**返品**して再度購入したいと店舗に伝えたと、**できない**と言われた。**クーリング・オフ**できないのか。
(60歳代 女性)

店舗での買い物は、 クーリング・オフできません

ひとこと助言



よく分からなければ
相談して

- 店舗での購入は、クーリング・オフできません。
- クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。
- よく分からないときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

慌てないで！ トイレ修理で 思わぬ高額請求



©Kurosaki Gen

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。**急いでいた**ので料金等は電話で確認しなかった。修理をしてもらったが、結局新しい便器に交換することになり、**作業が終わった**時点で「**20万円**」と言われた。すでに作業も終わっていたので**仕方なく支払った**が、**高額**だと思う。(70歳代 男性)

ひとこと助言

日ごろから備えよう



見守るくん

- 慌てて事業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積りに掛かる料金の有無を確認することも大切です。
- 現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。
- 急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。水漏れの場合は、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくといでしょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

消費者トラブルにご注意！！

新型コロナワクチン接種の便乗詐欺に注意！

- ❖ 「自宅に『新型コロナワクチンが優先的に接種できる』と電話があった。家族の名前や職業を聞かれ、8万円を請求された」という相談。
- ⇒ ワクチン接種は無料です。接種の時期になると、市町から「接種のお知らせ」と「接種券」が届きます。市町などがワクチン接種のために、金銭や個人情報を電話やメールで求めることはありません。ワクチン接種で金銭を要求する電話は、すぐに切りましょう。

実在する事業者をかたる架空請求メール

- ❖ 「大手通信事業者をかたり『サイト利用料が未払いである』というSMSが届いた。電話で内容を問い合わせたが、心当たりがない」という相談。
- ⇒ これは、電話番号あてに無差別に送られた架空請求メールと思われます。心当たりがなければ、連絡せず無視しましょう。相手に連絡すると、やり取りの中で自分の情報を知られ、さらに金銭を請求されるおそれがあります。架空請求かどうか分からない時や不安に感じた時は、消費生活センターにご相談ください。

排水管の点検や洗浄の勧誘に注意

- ❖ 「自宅に『無料で排水管の点検をする』と事業者が来た。点検後『詰まっている。早く洗浄した方がいい』と言われて契約したが、解約したい」という相談。
- ⇒ 「無料で点検する」と勧誘してくる事業者には簡単に応じないようにしましょう。点検を依頼する際は、結果をきちんと確認し、事業者の説明をうのみにしないことが重要です。洗浄が不要であれば、きっぱり断りましょう。広告を見て洗浄を依頼する場合は、料金の条件や内容を慎重に確認しましょう。

強引な住宅リフォームの勧誘に注意

- ❖ 「自宅を訪問した事業者に、外壁塗装工事を強引に勧められ、断り切れず契約をしたが、解約したい」という相談。
- ⇒ 不要であれば、あいまいな言い方をせず、きっぱり断りましょう。工事を検討している場合は、事業者から契約をせかされても、急いで契約せず、複数の事業者から見積もりを取って比較するなど、慎重に検討しましょう。なお、訪問販売や電話勧誘の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフで契約解除ができます。



消費生活相談窓口



| | | |
|---------------------|-------------|--------------|
| 香川県消費生活センター | 東讃県民センター | 0879-42-1200 |
| 相談専門 087-833-0999 | 小豆県民センター | 0879-62-2269 |
| ヤミ金融専用 087-834-0008 | 中讃県民センター | 0877-62-9600 |
| 香川県警察相談専用電話 #9110 | 西讃県民センター | 0875-25-5135 |
| 又は 087-831-0110 | 高松市消費生活センター | 087-839-2066 |